

関稅定率法等の一部を改正する法律（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）</p> <p>（変質、損傷等の場合の減稅又は戻し稅等）</p> <p>第十条（省 略）</p> <p>2及び3（省 略）</p> <p>4 特例申告貨物（関稅法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）が、輸入の許可後引き続き、保稅地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書（同条第一項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関稅の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関稅の額から控除することができる。</p> <p>（無条件免税）</p> <p>第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。</p> <p>一 一六（省 略）</p>	<p>関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）</p> <p>（変質、損傷等の場合の減稅又は戻し稅等）</p> <p>第十条 同上</p> <p>2及び3 同上</p> <p>4 特例申告貨物（関稅法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）が、輸入の許可後引き続き、保稅地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書（同法第七条の二第一項に規定する特例申告書をいう。以下この項、第十九条第六項、第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関稅の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関稅の額から控除することができる。</p> <p>（無条件免税）</p> <p>第十四条 同上</p> <p>一 一六 同上</p>

六の二 本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物に張り付けるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

七〇九 (省 略)

十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わつていないもの。ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項若しくは第三項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一及び十二 (省 略)

十三 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びびぎ装品

十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積み戻されたもの。この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

十五〇十八 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)

第十九条の三 関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物はその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認め

六の二 本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物にはりつけるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

七〇九 同 上

十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わつていないもの。ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一及び十二 同 上

十三 遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びびぎ装品

十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積みもどされたもの。この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

十五〇十八 同 上

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)

第十九条の三 関税を納付して政令で定めるところにより輸入された貨物で、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物はその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年

られる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間（以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。）

2 関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

3 特例申告貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に本邦から輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
七一・二	フェロアロイ フェロマンガ	

を超え税関長が指定する期間（以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。）

2 関税法第九条の二第一項又は第二項（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないものうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にはその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）

番 号	品 名	税 率
七一・二	フェロアロイ フェロマンガ	

七二 二・九 九	~	七二 二・四 九	七二 二・四 一	七二 二・三 三	七二 二・一 一
(省 略)		フェロクロム 炭素の含有量が全重量の四 %を超えるもの			(省 略)
					無税
七二 二・九 九	~	七二 二・四 九	七二 二・四 一	七二 二・三 三	七二 二・一 一
同 上		フェロクロム 炭素の含有量が全重量の四 %を超えるもの			同 上
					七・二 %

改 正 案

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

目次

- 第一章～第六章（省略）
- 第六章の二 認定通関業者（第七十九条 第七十九条の四）
- 第七章 収容及び留置（第八十条 第八十八条）
- 第七章の二～第十一章（省略）
- 附則

（課税物件の確定の時期）

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時に於ける現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時に於ける現況による。

- 一～三の三（省略）
- 四 保税地域にある外国貨物又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの（第一号、第二号、第三号の二、次号、第五号の二及び第八号に掲げるものを除く。） 亡失又は滅却の時
- 五（省略）

五の二 第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物で、第六十五条第二項（運送の期間の経過による関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるも

現 行

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

目次

- 第一章～第六章 同上
- 第七章 収容及び留置（第七十九条 第八十八条）
- 第七章の二～第十一章 同上
- 附則

（課税物件の確定の時期）

第四条 同上

- 一～三の三 同上
- 四 保税地域にある外国貨物又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長の許可を受けた外国貨物で、亡失し、又は滅却されたもの（第一号、第二号、第三号の二、次号及び第八号に掲げるものを除く。） 亡失又は滅却の時
- 五 同上

のを除く。) 当該外国貨物が発送された時

五の三 第六十七条の二第二項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの(第一号、第二号、第三号の二、第五号及び前号に掲げるものを除く。) 当該輸入の許可の時

六〇八 (省略)

2 (省略)

(申告の特例)

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)又は当該貨物の輸入に係る通関手続(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号イ(定義)に規定する通関手続をいう。以下同じ。)(を認定通関業者(第七十九条の二(規則等に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第二号イ及び第六十七条の三第一項において同じ。)(に委託した者(以下「特例委託輸入者」という。)(は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「特例申告書」という。)(を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

二〇四 (省略)

5 | (省略)

6 | (省略)

五の二 第六十七条の二第一項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの(第一号、第二号、第三号の二及び前号に掲げるものを除く。) 当該輸入の許可の時

六〇八 同上

2 同上

(申告の特例)

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)(は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「特例申告書」という。)(を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

二〇四 同上

5 | 関税率法第十条第一項(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)の規定その他政令で定める規定は、特例申告貨物については、適用しない。

6 | 同上

7 | 同上

(特例申告を選択したものとみなす場合)

第七条の三 輸入申告に併せて第七条第二項(申告)の規定による申告を行っていない特例輸入者又は特例委託輸入者は、当該輸入申告に係る貨物(前条第四項に規定する貨物を除く。)については、特例申告を行うことを選択したものとみなす。

(期限後特例申告)

第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきであつた者(特例輸入者又は特例委託輸入者)でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合においては合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。)は、その提出期限後においても、第七条の十六第二項(決定)の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第七条の二第二項(申告の特例)の税関長に提出することができる。

2 (省 略)

(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第五項(申告の特例)の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ 水 (省 略)

へ 第七条の十二第一項第一号八、二若しくはへ又は第二号(承認の取消し)の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であるとき。

二及び三 (省 略)

(特例申告を選択したものとみなす場合)

第七条の三 輸入申告に併せて第七条第二項(申告)の規定による申告を行っていない特例輸入者は、当該輸入申告に係る貨物(前条第四項に規定する貨物を除く。)については、特例申告を行うことを選択したものとみなす。

(期限後特例申告)

第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきであつた者(特例輸入者)でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合においては合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。)は、その提出期限後においても、第七条の十六第二項(決定)の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第七条の二第二項(申告の特例)の税関長に提出することができる。

2 同 上

(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項(申告の特例)の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 同 上

イ 水 同 上

へ 第七条の十二第一項第一号八若しくは二又は第二号(承認の取消し)の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であるとき。

二及び三 同 上

(規則等に関する改善措置)

第七条の六 税関長は、特例輸入者がこの法律の規定に従つて特例申告を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(担保の提供)

第七条の八 税関長は、関税、内国消費税及び地方消費税(以下この項及び第七条の十一第二項において「関税等」という。)の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特例輸入者又は特例委託輸入者に対し、金額及び期間を指定して、関税等につき担保の提供を命ずることができる。

2 税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

(規則等に関する改善措置)

第七条の六 税関長は、特例輸入者がこの法律の規定に従つて特例申告を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

(担保の提供)

第七条の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月(以下この条において「特定月」という。)において輸入しようとする貨物(申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。)に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税(以下この条及び第七条の十一第二項(承認の失効)において「関税等」という。)でその輸入の予定地において特例申告により納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額とのいずれが多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならぬ。

2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額を限度として、当該特例輸入者に対し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができる。

(承認の取消し)

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第一項(申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 八 (省略)

二 第七条の八第一項(担保の提供)の規定による命令に従わなかつたとき。

ホ 及びへ (省略)

二 (省略)

2 (省略)

(納期限の延長)

第九条の二 (省略)

2 (省略)

3 特例輸入者又は特例委託輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第七条の二第二項(申告の特例)の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

4 (省略)

(関税の納付不足がある場合の補完的納税義務)

(承認の取消し)

第七条の十二 同上

一 同上

イ 八 同上

二 第七条の八第二項(担保の提供)の規定による命令に従わなかつたとき。

ホ 及びへ 同上

二 同上

2 同上

(納期限の延長)

第九条の二 同上

2 同上

3 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第七条の二第二項(申告の特例)の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

4 同上

(関税の納付不足がある場合の補完的納税義務)

第十三条の三 輸入の許可又は第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があつた場合において、当該許可若しくは承認の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立てた場合であつて、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた通関業者（通関業法第二条第三号（定義）に規定する通関業者をいう。以下同じ。）が、その通関業務の委託をした者を明らかにすることができなかつたときは、当該通関業者は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負う。

（貨物の積卸し）

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 （省 略）

（開庁時間外の貨物の積卸し）

第十九条 税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時

第十三条の三 輸入の許可又は第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があつた場合において、当該許可又は承認の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立て、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた通関業者（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第三号（定義）に規定する通関業者をいう。以下同じ。）が、その通関業務の委託を受けた者を明らかにすることができなかつたときは、当該通関業者は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負う。

（貨物の積卸し）

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）、第二十四条第二項（船舶又は航空機と陸地との交通等）及び第六十三条第一項（保税運送）において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 同 上

（執務時間外の貨物の積卸し）

第十九条 行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外にお

間として当該税関官署における事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間をいう。第九十八条第一項において同じ。）以外の時間において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならぬ。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 (省 略)

2 前項の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第六号及び第八号から第十号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)は、保税地域に置くことができない。

(記帳義務)

第三十四条の二 保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物(信書を除く。第四十三条の二第一項、第四十三条の三第一項、第六十一条の三(第六十二条の七において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第一項、第六十二条の九、第六十二条の十及び第八十条第一項において同じ。)又は輸出しようとする貨物(信書を除く。)についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

いて、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならぬ。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 同 上

2 前項の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り)は、保税地域に置くことができない。

(記帳義務)

第三十四条の二 保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物(信書を除く。第四十三条の二第一項(外国貨物を置くことができる期間)、第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)、第六十一条の三(記帳義務)(第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)、第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)、第六十二条の九(外国貨物を置くことができる期間)、第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)及び第七十九条第一項(貨物の収容)において同じ。)又は輸出しようとする貨物(信書を除く。)についての

(規則等に関する改善措置)

第五十二条 税関長は、承認取得者がこの法律の規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)

第五十八条の二 石油精製の保税作業その他同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業として政令で定めるものを行う保税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によつて製造された外国貨物のうち外国に向けて積み戻される外国貨物その他保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるもの以外の外国貨物(以下この条において「製造済外国貨物」という。)につき、当該保税作業が終了したときは、第七条第一項(申告)及び第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定にかかわらず、当該作業の終了後遅滞なく、税関長に対して納税申告をし、同条の規定による輸入の許可を受けなければならない。この場合において、その者が特例輸入者又は特例委託輸入者であるときは、製造済外国貨物(第七条の二第四項(申告の特例)に規定する貨物を除く。)について、特例申告を行うことを妨げない。

(保税運送)

第六十三条 外国貨物(郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。)は、税関長に申告し

帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

(規則等に関する改善措置)

第五十二条 税関長は、承認取得者がこの法律の規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)

第五十八条の二 石油精製の保税作業その他同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業として政令で定めるものを行う保税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によつて製造された外国貨物のうち外国に向けて積み戻される外国貨物その他保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるもの以外の外国貨物(以下この条において「製造済外国貨物」という。)につき、当該保税作業が終了したときは、第七条第一項(申告)及び第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定にかかわらず、当該作業の終了後遅滞なく、税関長に対して納税申告をし、同条の規定による輸入の許可を受けなければならない。この場合において、その者が特例輸入者であるときは、製造済外国貨物(第七条の二第四項(申告の特例)に規定する貨物を除く。)について、特例申告を行うことを妨げない。

(保税運送)

第六十三条 外国貨物(郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。)は、税関長に申告し

、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所相互間（次条第一項において「特定区間」という。）に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2～6（省 略）

（保税運送の特例）

第六十三条の二 認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者（第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）又は第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けた者その他の国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者として政令で定める要件に該当する者をいう。第六十三条の四第一号口及び第六十三条の七第一項第一号口において同じ。）であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特定保税運送者」という。）が特定区間であつて政令で定める区間において行う外国貨物の運送（以下「特定保税運送」という。）については、前条第一項の規定による承認を受けることを要しない。

2 特定保税運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着したときは、特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を第二項の確認をした税関の税関長に提出しなければならない。

、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2～6 同 上

5 第二項の運送目録の提示その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(承認の手續等)

第六十三條の三 前條第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名稱その他必要な事項を記載した申請書を税關長に提出しなければならない。

2 税關長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、前條第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 第一項の申請書の提出その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(承認の要件)

第六十三條の四 税關長は、第六十三條の二第一項(保税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは關稅定率法その他關稅に關する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に處せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 政令で定める國際運送貨物取扱業者の区分に依じ、政令で定める法律又はその法律に基づく命令の規定に違反して刑に處せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以

上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

二 その業務についてイから八までに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

ホ 第六十三条の八第一項第一号ロ又は第二号（承認の取消し）の規定により第六十三条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

（規則等に関する改善措置）

第六十三条の五 税関長は、特定保税運送者がこの法律の規定に従つて特定保税運送を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）

第六十三条の六 特定保税運送者は、第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で

定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出る
ことができる。

(承認の失効)

第六十三条の七 第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認は、
次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う
。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当す
るとき。

イ 認定通関業者(口に掲げる者であるものを除く。) 第七十

九条第一項(通関業者の認定)の認定が失効した場合

ロ 国際運送貨物取扱業者 第六十三条の二第一項に規定する要
件を欠くに至つた場合

三 税関長が承認を取り消したとき。

2 第六十三条の二第一項の承認が失効したときは、税関長は、直ち
にその旨を公告しなければならない。

3 第六十三条の二第一項の承認が失効した場合において、当該承認
を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併によ
り消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設
立された法人)は、その失効前に発送された外国貨物についてこの
法律その他の関税に関する法律の規定により課される義務を免れる
ことができない。

(承認の取消し)

第六十三条の八 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つた
ときは、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を取り消
すことができる。

一 特定保税運送者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第六十三条の四第一号イからニまで（承認の要件）に該当することとなつたとき又は同条第二号に適合しないこととなつたとき。

ロ 第六十三条の五（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

二 特定保税運送に際し、第六十三条の二第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示をせず、若しくはこれらの規定による確認を受けず、又は同条第四項の規定による運送目録の提出をしなかつたとき。

2 前項の規定による承認の取消しの手続その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（難破貨物等の運送）

第六十四条 次に掲げる外国貨物は、第六十三条第一項前段（保税運送）の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関長（税関が設置されていない場所においては税関職員）の承認を受けなければならない。ただし、税関が設置されていない場所から運送することに ついて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならぬ。

一 及び二 （省 略）

三 仮に陸揚げされた貨物

2 第六十三条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

3 （省 略）

（運送の期間の経過による関税の徴収）

（難破貨物等の運送）

第六十四条 左の各号に掲げる外国貨物は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税関空港、保税地域又は税関官署に外国貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとする者は、税関長（税関が設置されていない場所においては税関職員）の承認を受けなければならない。但し、税関が設置されていない場所から運送することについて緊急な必要がある場合において、税関職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならぬ。

一 及び二 同 上

三 仮に陸揚げされた貨物

2 前条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

3 同 上

（運送の期間の経過による関税の徴収）

第六十五条 第六十三条第一項（保税運送）又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。次項において同じ。）がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 特定保税運送に係る外国貨物が発送の日の翌日から起算して七日以内に運送先に到着しないときは、特定保税運送者から、直ちにその関税を徴収する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第四十五条第二項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は、第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。）の承認について準用する。

4 第六十三条第一項若しくは前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物又は特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着する前に亡失した場合には、その運送の承認を受けた者又は特定保税運送者は、直ちにその旨を当該承認又は第六十三条の第一項（保税運送の特例）の承認をした税関長に届け出なければならぬ。

（保税運送ができない貨物）

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）、第六十三条の二第一項（保税運送の特例）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二、第六号及び第八号から第十号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したもの

第六十五条 第六十三条第一項（保税運送）又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 第六十三条第一項又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物が運送先に到着する前に亡失した場合には、その運送の承認を受けた者は、直ちにその旨を当該承認をした税関長に届け出なければならぬ。

（保税運送ができない貨物）

第六十五条の二 第二十四条第一項（船舶又は航空機と陸地との交通等）、第六十三条第一項（保税運送）又は第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定にかかわらず、第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り。）は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第百九条の二第

に限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。は、外国貨物のまま運送（積卸しを含む。第九九条の二第一項及び第二項において同じ。）することができない。

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物にあつては、関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特惠関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告の時期）

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。）に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （省 略）

二 当該貨物（関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特惠関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。）につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

2
（省 略）

一 項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）において同じ。）することができない。

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告の時期）

第六十七条の二 同 上

一 同 上

二 当該貨物につき、特例輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

2
同 上

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 貨物を輸出しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」という。)(又は当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者)次項において「特定委託輸出者」という。)(は、その輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けたいことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。

2 特定輸出申告(前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。)(及び特定委託輸出申告(前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。第五項及び第七十九条の三第三項において同じ。)(は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

3 (省 略)

4 (省 略)

5 特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 貨物を輸出しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」という。)(は、その輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けたいことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。

2 前項の規定により前条第一項の規定を適用しない輸出申告(以下「特定輸出申告」という。)(は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してなければならない。

3 同 上

4 関稅定率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定その他政令で定める規定は、特定輸出申告に係る貨物については、適用しない。

5 同 上

6 特定輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(規則等に関する改善措置)

第六十七条の五 税関長は、特定輸出者がこの法律の規定に従つて特定輸出申告を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について当該税関長(以下この条及び次条において「申立先税関長」という。)又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。

2 申立先税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 申立先税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有

(規則等に関する改善措置)

第六十七条の五 税関長は、特定輸出者がこの法律の規定に従つて特定輸出申告を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の四 特許権者等は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸出されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期

する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならぬ。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の五 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

（輸出差止申立てに係る供託等）

間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならぬ。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸出しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の五 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項（定義）に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、前条第一項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限りでない。

（輸出差止申立てに係る供託等）

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2～11 （省 略）

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の十三 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いづれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならぬ。

第六十九条の六 税関長は、第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸出されないことにより当該貨物を輸出しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2～11 同 上

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

第六十九条の十三 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号（定義）に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2 申立先税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 申立先税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならぬ。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の十四 申立先税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があるとき、知的財産権に関する知識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、

2 税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3 税関長は、第一項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中にこの章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならぬ。

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）

第六十九条の十四 税関長は、前条第一項の規定による申立てがあつた場合において必要があるとき、知的財産権に関する知識経験を有する者であつてその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、政令で定めるところにより、当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。ただし、同項後段の規定により経済産業大臣の意見を求めるべき事項については、この限

この限りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十五 税関長は、第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合又は当該申立てが他の税関長により受理された場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があるとき認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)
() に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2) 11 (省 略)

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合(第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないときを除く。) 又は第九条の二第一項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税を除く。) が納付された後(第十条第二項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関税法第七条第十項(相殺関税)又は第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付さ

りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十五 税関長は、第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があるとき認めるときは、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。) に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2) 11 同 上

(関税等の納付と輸入の許可)

第七十二条 関税を納付すべき外国貨物については、特例申告貨物が輸入される場合(第七条の八第一項(担保の提供)の規定により担保が提供されていない場合を除く。) 又は第九条の二第一項若しくは第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き、関税(過少申告加算税及び第十二条の四第一項(重加算税)の規定により課される重加算税を除く。) が納付された後(第十条第二項(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定により担保として提供された金銭又は金銭以外の担保物の公売の代金をもつて関税に充てる場合においては、その手続が完了した後とし、関税法第七条第十項(相殺関税)又は第八条第九項第二号若しくは第十八項(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ぜられた場合においては、当該担保が提供され、かつ、同法別表の税率による関税が納付された後とする。) でなければ、輸入を許可

れた後とする。)でなければ、輸入を許可しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

第六章の二 認定通関業者

(通関業者の認定)

第七十九条 通関業者は、申請により、通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定により第一項の認定を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ロ 現に受けている通関業法第三条第一項(通関業の許可)の許可について、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過していない者であること。

ハ 通関業法第五条第一号、第二号又は第四号(許可の基準)に掲げる基準に適合していない者であること。

ニ 通関業法第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号(

しない。外国貨物に係る内国消費税及び地方消費税(これらに係る過少申告加算税及び当該過少申告加算税に代えて課される重加算税を除く。)の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

欠格事由)のいずれかに該当している者であること。

二 認定を受けようとする者が、通関手続を電子情報処理組織を使用して行うことその他輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従つて遂行することができる能力を有していること。

三 認定を受けようとする者が、輸出及び輸入に関する業務について、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

4 税関長は、第一項の認定をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならぬ。

5 第二項の申請書の提出その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(規則等に関する改善措置)

第七十九条の二 税関長は、前条第一項の認定を受けた者(第七十九条の四第一項において「認定通関業者」という。)がこの法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(認定の失効)

第七十九条の三 第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 通関業法第十条第一項(許可の消滅)の規定により通関業の許可(二)以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許

可。次号において同じ。）が消滅したとき。

二 通関業法第十一条第一項（許可の取消し）の規定により通関業の許可が取り消されたとき。

三 税関長が認定を取り消したとき。

2 第七十九条第一項の認定が失効したときは、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 第七十九条第一項の認定が失効した場合において、現に進行中の通関手続（特例申告（特例委託輸入者に係るものに限る。）又は特定委託輸出申告に係るものに限る。以下この項において同じ。）があるときは、当該通関手続については、当該認定を受けていた者又はその相続人（認定を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）が引き続き当該認定を受けているものとみなす。

（認定の取消し）

第七十九条の四 税関長は、認定通関業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を取り消すことができる。

一 第七十九条第三項第一号八若しくは二に該当することとなつたとき又は同項第二号に適合しないこととなつたとき。

二 第七十九条の二（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

2 前項の規定による認定の取消しの手続その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（貨物の収容）

第八十条 税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、次に掲げる貨物を収容することができ

（貨物の収容）

第七十九条 同上

る。この場合においては、国は、故意又は過失により損害を与えた場合を除くほか、その危険を負担しない。

一〇六 (省 略)

七 第八十三条第一項(收容の解除)の規定による承認を受け、その際置かれていた場所にある貨物で、その承認の日から三日(その期間中に行政機関の休日がある場合においては、その行政機関の休日を除く。)を経過したもの(次条第三項ただし書の規定により保管された外国貨物で、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の許可又は第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の承認を受けたものを除く。)

2及び3 (省 略)

(收容の方法)

第八十条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 收容された貨物は、税関が管理する場所に保管する。ただし、その場所に保管することが困難又は不適當であると認められる貨物については、その貨物が置かれている場所の管理者の承諾を得て、その者に保管させることができる。この場合においては、税関は、封印その他の方法でその貨物が收容されたものであることを明らかにしなければならない。

(收容貨物の公売又は売却等)

第八十四条 收容された貨物が最初に收容された日から四月を経過してなお收容されているときは、税関長は、政令で定めるところにより、公告した後当該貨物を公売に付することができる。この場合において、公売に付される貨物について次項の規定による期間の短縮があるときは、第八十条第三項後段(貨物の收容)の規定を準用す

一〇六 同 上

七 第八十三条第一項(收容の解除)の規定による承認を受け、その際置かれていた場所にある貨物で、その承認の日から三日(その期間中に行政機関の休日がある場合においては、その行政機関の休日を除く。)を経過したもの(第八十条第三項ただし書(收容された貨物の保管)の規定により保管された外国貨物で、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の許可又は第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の承認を受けたものを除く。)

2及び3 同 上

(收容の方法)

第八十条 同 上

2 同 上

3 收容された貨物は、税関が管理する場所に保管する。但し、その場所に保管することが困難又は不適當であると認められる貨物については、その貨物が置かれている場所の管理者の承諾を得て、その者に保管させることができる。この場合においては、税関は、封印その他の方法でその貨物が收容されたものであることを明らかにしなければならない。

(收容貨物の公売又は売却等)

第八十四条 收容された貨物が最初に收容された日から四月を経過してなお收容されているときは、税関長は、政令で定めるところにより、公告した後当該貨物を公売に付することができる。この場合において、公売に付される貨物について第二項の規定による期間の短縮があるときは、第七十九条第三項後段(收容の通知)の規定を準

る。

2 6 (省略)

(収容についての規定の準用)

第八十八条 第八十条第一項後段(貨物の収容)、第八十条の二(収容の方法)、第八十一条(収容の効力)、第八十四条(収容貨物の公売又は売却等)及び第八十五条(公売代金等の充当及び供託)の規定は、前二条の留置について準用する。

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 及び 3 (省略)

(開庁時間外の事務の執行の求め)

第九十八条 税関官署の開庁時間以外の時間において、税関の事務のうち政令で定めるものの執行を求めようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、同項の届出に係る事務を執行するものとする。

(手数料)

用する。

2 6 同上

(収容についての規定の準用)

第八十八条 第七十九条第一項後段(収容貨物についての危険の負担)、「第八十条(収容の方法)、第八十一条(収容の効力)、第八十四条(収容貨物の公売又は売却等)及び第八十五条(公売代金等の充当及び供託)」の規定は、前二条の留置について準用する。

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。)を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 及び 3 同上

(臨時開庁)

第九十八条 行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の政令で定める臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。

2 税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

(手数料)

第百条 次の各号に掲げる許可を受ける者は、当該各号に定める事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

一 (省 略)

二 第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)、第五十六条第一項(保税工場の許可)、第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)

又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の種別、延べ面積及び許可の期間並びに当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において行う税関の事務の種類に用する場合を含む。)の許可 当該許可に係る検査に要する時間

(手数料の軽減又は免除)

第百一条 (省 略)

2 4 (省 略)

第百条 次の各号に掲げる許可又は承認を受ける者は、当該各号に定める事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

一 同上

二 第四十二条第一項(保税蔵置場)、第五十六条第一項(保税工場)、第六十二条の二第一項(保税展示場)又は第六十二条の八

第一項(総合保税地域)の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の種別、延べ面積及び許可の期間並びに当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において行う税関の事務の種類

三 第六十九条第二項(指定地外検査)(第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)の許可 当該許可に係る検査に要する時間

四 第九十八条第一項(臨時開庁)の承認 行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において税関職員が当該承認により執務する時間

(手数料の軽減又は免除)

第百一条 同上

2 4 同上

5 地方公共団体が、その設定する区域が次のいずれにも該当する場合として政令で定めるところにより届け出たときは、税関長は、政令で定めるところにより、当該区域に所在する保税地域(第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所を含む。)に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る第九十八条第一項(臨時開庁)の承認を受ける者が前条第四号の規定により納付すべき手数料を軽減することができる。

(災害による手数料の還付、軽減又は免除)

第二百二条の二 税関長は、次に掲げる貨物に係る第六十九条第二項(貨物の検査場所)(第七十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の許可を受けた者が第百条第三号(手数料)の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

一 関税率法第十五条第一項第三号(特定用途免税)に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、特定災害の被災者を支援するためのもの

二 指定地域に所在する保税地域(第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が許可した貨物に係る場所を含む。以下この号及び第三項第二号において同じ。)(に当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物であつて、当該貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があるものその他これに準ずる貨物であると税関長が認められたもの

一 行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において外国貨物又は輸出しようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設が所在するものにおける第九十八条第一項に規定する承認の回数が一年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合

二 貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合

(災害による手数料の還付、軽減又は免除)

第二百二条の二 税関長は、次に掲げる貨物に係る第六十九条第二項(指定地外検査)(第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)(の許可又は第九十八条第一項(臨時開庁)の承認(次項において「許可等」という。))を受けた者が第百条第三号又は第四号(手数料)の規定により納付した手数料については、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

一 関税率法第十五条第一項第三号(慈善又は救じゆつのために寄贈された給与品等の免税)に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、特定災害の被災者を支援するためのもの

二 指定地域に所在する保税地域(第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定により税関長が許可した貨物に係る場所を含む。以下この号及び第三項第二号において同じ。)(に当該指定地域に係る特定災害が発生した時に置かれていた貨物であつて、当該貨物の保全その他の理由により緊急に当該保税地域から出す必要があるものその他これに準ずる貨物であると税関長が認められたもの

2 税関長は、前項各号に掲げる貨物に係る第六十九条第二項の許可を受ける者が第百条第三号の規定により納付すべき手数料については、当該許可をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

3 5 (省 略)

第百九条の二 (省 略)

2 第六十九条の十一第一項第八号から第十号までに掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)(を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五條の二の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 (省 略)

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物を輸出する罪)、第百九条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第百十条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)(をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 税関長は、前項各号に掲げる貨物に係る許可等を受ける者が第百条第三号又は第四号(手数料)の規定により納付すべき手数料については、当該許可等をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

3 5 同 上

第百九条の二 同 上

2 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 同 上

第百十二条 第百八条の四第一項若しくは第二項(輸出してはならない貨物を輸出する罪)、第百九条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第百十条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。)(をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2及び3 (省略)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 (省略)

五 第六十三条第一項若しくは第三項(保税運送)又は第六十三条の二第一項若しくは第二項(保税運送の特例)の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文又は第六十三条の二第三項の規定による確認を受けなかつた者

七 十一 (省略)

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第十九条(開庁時間外の貨物の積卸し)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをした者

三 十三 (省略)

(質問、検査又は領置等)

第百十九条 (省略)

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押)

第百二十一条 (省略)

2 (省略)

3 税関職員は、第一項又は前項の許可状(以下この条から第百二十

2及び3 同上

第百十四条の二 同上

一 四 同上

五 第六十三条第一項又は第三項(保税運送)の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文の規定による確認を受けなかつた者

七 十一 同上

第百十五条の二 同上

一 同上

二 第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして貨物の積卸しをした者

三 十三 同上

(質問、検査又は領置)

第百十九条 同上

(臨検、搜索又は差押)

第百二十一条 同上

2 同上

3 税関職員は、第一項又は前項の許可状(以下「許可状」といふ。

五条までにおいて「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

4及び5（省略）

（鑑定の嘱託）

第百三十二条の二 税関職員は、犯則事件を調査するため特に必要があるときは、学識経験を有する者に差押物件又は領置物件についての鑑定を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならぬ。この場合においては、第百二十一条第四項後段（臨検、搜索又は差押）の規定を準用する。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならぬ。

（を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。）

4及び5 同上

改正案

現行

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第三条関係）

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第三条関係）

（暫定税率）

（暫定税率）

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十一年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十一年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

（航空機部分品等の免税）

（航空機部分品等の免税）

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成二十年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一～四 （省略）

一～四 同上

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項目に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「

第七条の三 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項目に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「

発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

277 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難しい場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額

発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。))の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

277 同 上

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難しい場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額

を加算した額とする。

一 四 (省略)

2及び3 (省略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、関税率法別表第二・一項に掲げる牛肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二・二項に掲げる牛肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。))から当該年

を加算した額とする。

一 四 同上

2及び3 同上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、関税率法別表第二・一項に掲げる牛肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二・二項に掲げる牛肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)(が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。))から当該年

度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。

）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 （省 略）

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、関税率法別表第一 三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第一 二・三・一一号の二、第二 二・三・一一号の二、第二 二・三・一九号の二、第二 二・三・二二号の二、第二 二・三・二二号の二及び第二 二・三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一 二・六・三 号の二の(二)及び第二 二・六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一 二・一・一一号、第二 二・一・一一号、第二 二・一・一九号及び第二 二・一・九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一 二・四・四一号の一、第一 二・四・四二号の一及び第一 二・四・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号

度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。

）から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同上

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、関税率法別表第一 三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。）並びに同法別表第一 二・三・一一号の二、第二 二・三・一一号の二、第二 二・三・一九号の二、第二 二・三・二二号の二、第二 二・三・二二号の二及び第二 二・三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一 二・六・三 号の二の(二)及び第二 二・六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第一 二・一・一一号、第二 二・一・一一号、第二 二・一・一九号及び第二 二・一・九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一 二・四・四一号の一、第一 二・四・四二号の一及び第一 二・四・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号

に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の第三第一三・九二号の中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第二三・一一号の中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第二三・一二号の中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第二一・一一号の中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二（省略）

2 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6（省略）

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌々月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌々月末までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複

に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の第三第一三・九二号の中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第二三・一一号の中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第二三・一二号の中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第二一・一一号の中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同上

2 平成七年度から平成十九年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成十九年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌々月末までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌々月末までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複

期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十三年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

- 一 四 (省略)
- 2 (省略)

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の番号	品名	税率
二九・九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェニール、エーテルアルコールフェニール、アルコールペルオキシド、エーテル	

期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成二十年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

- 一 四 同上
- 2 同上

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の番号	品名	税率

	<p>二九 九・一九</p>
<p>り証明されたもの</p>	<p>ベルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他のものうち エチル ターシャリ プ チルエーテルのうちバイ オマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエタノールを原料として製造したものである旨が政令で定めるところによ</p>
<p>無税</p>	

(省略)	別表の番号	関税定率法	
	品名		
	れるもの	でに輸入さ	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで
	れるもの	でに輸入さ	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで
	されるもの	までに入	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで
	の	入されるも	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
	の	入されるも	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで
	の	入されるも	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで
			税率

同上	別表の番号	関税定率法	
	品名		
	れるもの	でに輸入さ	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで
	れるもの	でに輸入さ	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで
	されるもの	までに入	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで
	の	入されるも	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで
	の	入されるも	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで
	の	入されるも	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで
			税率

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特恵関税率の算出のための係数表
 (第八条の二、第八条の四関係)

項名	品目	係数
六七	関税率表第七二〇二・四九号に掲げる物品	・六

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特恵関税率の算出のための係数表
 (第八条の二、第八条の四関係)

項名	品目	係数
六七	関税率表第七二〇二・四一号又は第七二〇二・四九号に掲げる物品	・六

改 正 案

現 行

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第四条関係）

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第四条関係）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三（省略）

第七条の三 同上

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

2 同上

一～三（省略）

一～三 同上

四（省略）

三の二 同上

四 関税率法別表第五 二・ 号の二に掲げる生系のうち、

独立行政法人農畜産業振興機構が生系の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第十一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの

五及び六（省略）

五及び六 同上

3～7（省略）

3～7 同上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の番号	品名	税率
五・一	繭（繰糸に適するものに限る。） （のうち）	
五・一	この号に掲げる繭の数量（政	

関税率法別表の番号	品名	税率
五・一	繭（繰糸に適するものに限る。） （のうち）	
五・一	一、九九五トンを基準とし、	

<p>五 ・ 二 ・ 五</p>	<p>令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。及び第五 二・ 号の二に掲げる生糸の数量を合計した数量について、七九八トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第五 二・ 号において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p> <p>生糸（よつてないものに限る。）</p> <p>二 その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	<p>無税</p>
----------------------------------	--	-----------

<p>五 ・ 二 ・ 五</p>	<p>当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>生糸（よつてないものに限る。）</p> <p>二 その他のもののうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの</p>	<p>無税</p>
----------------------------------	---	-----------

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第一系 第七条の三 第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第一系 第七条の三 第七条の六関係）

別表の番号	品名	税率					
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
五・二	生糸（よつてないものに限る。）						
五・二	二 その他のもののうち、別表第一第五 二・一 号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	八三銭、九三円	六七銭、八八八円	五銭、六八三円	三三三銭、四七八円	一七銭、二七三円	六八円

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品目
六	<p>関税率表第五 七・二 号又は第五 七・九 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第五 一・ 号又は第五 二・ 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの</p>

別表第四 特惠関税例外品目表（第八条の二関係）

項名	品目
六	<p>関税率表第五 七・二 号又は第五 七・九 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第五 一・ 号に掲げる物品のうち</p> <p>第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの</p> <p>関税率表第五 二・ 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が生系の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの</p>

改 正 案

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第四条関係）

（保税運送等の場合の免税）

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認（同項ただし書の規定による警察官への届出を含む。）を受けて保税地域その他これらの規定に規定する場所（酒類の製造場に該当する場所を除く。以下この項において「保税地域等」という。）から引き取る場合又は同法第六十条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送者が保税地域等から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 4 （省 略）

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品（輸出の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出の許可をいう。第十五条の二において同じ。）を受けたものを除く。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の

現 行

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第四条関係）

（保税運送等の場合の免税）

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認を受け、又は同項ただし書の規定による届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所（酒類の製造場に該当する場所を除く。）から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 4 同 上

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品（輸出の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出の許可をいう。第十五条の二において同じ。）を受けたものを除く。）が、同法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合 当該承認を受けた者

二 第一項に規定する特定保税運送者が関税法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送をした課税物品が同法第六十五条第二項（運送の期間の経過による関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該特定保税運送者

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）

第十六条の三 内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 （省 略）

3 特例申告に係る課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に本邦から輸出したとき（たばこ税法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当す

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付）

第十六条の三 内国消費税を納付して政令で定めるところにより輸入された課税物品で、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 同 上

4	る金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。
3	同上

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（附則第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">（関税法の特例）</p> <p>第百七十七条 税関長は、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第三号に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、被収容者にあてられたものに係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条第二項の許可を受けた者が同法第百条第三号の規定により納付すべき手数料については、免除する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（附則第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">（関税法の特例）</p> <p>第百七十七条 税関長は、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第三号に規定する救じゆつのために寄贈された給与品に該当する貨物であつて、被収容者にあてられたものに係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条第二項の許可又は同法第九十八条第一項の承認を受けた者が同法第百条第三号又は第百四号の規定により納付すべき手数料については、免除する。</p>

改 正 案

関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）（附則第六条関係）

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号の二中「外国貨物で」を「外国貨物又は第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物で」に改め、「徴収」の下に「又は第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）」を加え、「外国貨物が」を「外国貨物又は第六十三条の九第一項の規定による運送に係る郵便物が」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示がされた郵便物（その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）並びに第一号、第五号の二及び次号に掲げるものを除く。） 当該提示がされた時

第三十条第一項第三号中「郵便物」を「特定郵便物（第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）及び信書のみを内容とする郵便物をいう。第六十三条の九第一項において同じ。）」に改め、同項第四号中「第七十八条の二」を「第七十八条の三」に改める。

現 行

関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）（附則第六条関係）

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「積み込まれないもの又は」を「積み込まれないもの若しくは」に改め、「到着しないもの」の下に「又は第六十三条の二第二項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物で、第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しないもの」を加え、「積み込み又は」を「積み込み若しくは」に改め、「発送された時」の下に「又は第六十三条の二第一項の規定による運送に係る郵便物が発送された時」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示がされた郵便物（その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）並びに第一号、第五号及び次号に掲げるものを除く。） 当該提示がされた時

第三十条第一項第三号中「郵便物」を「特定郵便物（第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）及び信書のみを内容とする郵便物をいう。第六十三条の二第二項において同じ。）」に改め、同項第四号中「第七十八条の二」を「第七十八条の三」に改める。

第六十三条第一項中「除く。」の下に「第六十三条の九第一項及び第六十五条の三を除き、」を、「次条第一項」の下に「及び第六十三条の九第一項」を加える。

第六十三条の八の次に次の一条を加える。

(郵便物の保税運送)

第六十三条の九 郵便物(特定郵便物を除く。)は、税関長に届け出て、特定区間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

2 前項の運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録をその届出をした税関長に提出しなければならない。

5 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の二中「の特例」の下に「第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)」を加え、同条を第六十五条の三とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)

第六十三条第一項中「除く。」の下に「次条第一項及び第六十五条の三を除き、」を加え、「(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を、「(外国貨物を置く場所の制限)」に改め、「相互間」の下に「(次条第一項において「特定区間」という。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(郵便物の保税運送)

第六十三条の二 郵便物(特定郵便物を除く。)は、税関長に届け出て、特定区間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

2 前項の運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録をその届出をした税関長に提出しなければならない。

5 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「前条第一項前段」を「第六十三条第一項前段(保税運送)」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第六十三条第四項」に改める。

第六十五条の二中「(保税運送)」の下に「第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)」を加え、同条を第六十五条の三とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)

第六十五条の二 第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物（輸出されるものを除く。）が発送の日の翌日から起算して七日以内に運送先に到着しないときは、同項の規定による届出をした者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 第六十三条の九第一項の規定により届け出て運送された郵便物が運送先に到着する前に亡失した場合には、同項の規定による届出をした者は、直ちにその旨を当該届出をした税関長に届け出なければならぬ。

第九十九条の二第一項及び第二項中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改める。

第一百十四条の二第五号中「（保税運送）又は」を「（保税運送）」に改め、「（保税運送の特例）」の下に「又は第六十三条の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）」を加え、同条第六号中「又は第六十三条の二第三項」を「第六十三条の二第三項又は第六十三条の九第三項」に改める。

附則

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改

第六十五条の二 第六十三条の二第一項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物（輸出されるものを除く。）が発送の日の翌日から起算して七日以内に運送先に到着しないときは、同項の規定による届出をした者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 第六十三条の二第一項の規定により届け出て運送された郵便物が運送先に到着する前に亡失した場合には、同項の規定による届出をした者は、直ちにその旨を当該届出をした税関長に届け出なければならぬ。

第九十九条の二第一項中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改める。

第一百十四条の二第五号中「又は第三項（保税運送）」を「若しくは第三項（保税運送）又は第六十三条の二第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）」に改め、同条第六号中「第六十三条第五項本文」の下に「又は第六十三条の二第三項」を加える。

附則

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改

正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「(税関検査の免除等)」に改め、同条中「左に」を「次に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物については、関税法第三十条第一項本文、第六十三条の九及び第七十六条第三項の規定は適用しない。

第八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「受けて」の下に「若しくは同法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定により税関長への届出をして」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「(税関検査の免除等)」に改め、同条中「左に」を「次に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物については、関税法第三十条第一項本文、第六十三条の二及び第七十六条第三項の規定は適用しない。

第八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「承認」の下に「(同項ただし書の規定により警察官に届け出た場合を含む。)」を加え、「同項ただし書の規定による」を「同法第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)の規定により税関長に」に改め、同条第五項中「同法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合)当該承認を受けた者

二 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合、当該届出をした者